

資料 1

船橋市下水道ウォーターPPP 事業者選定に向けた 「船橋市 PFI 事業専門委員会」設置要領

(設置)

第 1 条 船橋市下水道ウォーターPPP 事業者選定を実施するにあたって、プロポーザルの審査等を厳正かつ公正に行うため、船橋市下水道ウォーターPPP 事業者選定に向けた「船橋市 PFI 事業専門委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分等)の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は委員内の互選により定める。

(委員長)

第 4 条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。
- 4 職務代理は委員内で定める。

(会議)

第 5 条 会議は、初回は市が招集し、以降は委員長が招集するものとし、委員長がその議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の公開・非公開は委員会内で定める。

(委員等の責務)

第 6 条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の事務を処理するため、下水道部下水道河川計画課に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行日)

1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効日)

2 この要領は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日をもって、その効力を失う。

2 この要領は、受託候補者を特定した日をもって、その効力を失う。